# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成26年9月26日

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目12番32号

【電話番号】 03(5575)1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成26年9月25日

## (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を、以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧定款	新定款
-----	-----

臨時報告書

第1条	(条文省略)	第1条 (現行どおり)
(8)	(条文省略) (新 設) (新 設) (条文省略) (条文省略) (新 設) (条文省略) (新 設)	(目的) 第2条(1)~(6)
<u>(10)</u> 上記各号に 	関する一切の付帯業務	<u>(14)</u>
第3条~第20条	(条文省略)	第3条~第20条   (現行どおり) 
る事業年度のうち 終結の時までとす	をの任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する最終のものに関する定時株主総会のる。 (条文省略)	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)
第22条~第36	条 (条文省略)	第22条~第36条 (現行どおり)
	(新 設)	第6章 会計監査人
	(新 設)	(選任方法) 第37条 会計監査人は、当会社の株主総会によって 選任する。
	(新 設)	(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。
	(新 設)	(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査 役会の同意を得て定める。
	(新 設)	(会計監査人の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。
	第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 (現行どおり)
第 <u>3 7</u> 条	(条文省略)	第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
	(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当会社は、会社法第459条第1項各号に 定める事項については、法令に別段の定めがある場合 を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議よっ て定める。
第 <u>38</u> 条~第 <u>40</u>	条 (条文省略)	第 <u>43</u> 条~第 <u>45</u> 条 (現行どおり)
	(新 設)	附則 第21条第1項の規定にかかわらず、平成2 5年9月26日開催の定時株主総会において選任され た取締役の任期は、平成27年開催の定時株主総会終 結の時までとする。本附則は、当該期日の経過をもっ てこれを削除する。

#### 第2号議案 取締役1名選任の件

那珂通雅氏を社外取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	85,414	14,347	0	(注) 1	可決	85,122
第2号議案 取締役1名選任の件	97,808	2,028	69	(注) 2	可決	97,334

- (注) 1. 出席した株主の議決権の3分の2の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。